

証券コード 4197

2023 年 2 月 9 日

株 主 各 位

東京都渋谷区東一丁目 32 番 12 号

株 式 会 社 ア ス マ ー ク

代 表 取 締 役 町 田 正 一

第 21 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第 21 期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、2023 年 2 月 23 日（木曜日）18 時 30 分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 日 時 | 2023 年 2 月 24 日（金曜日） 午後 3 時 |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区東一丁目 32 番 12 号
渋谷プロパティータワー 4F 本社会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 第 21 期（2021 年 12 月 1 日から 2022 年 11 月 30 日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第 1 号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4 名選任の件 |
| 第 2 号議案 | 定款一部変更の件 |

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、需要と供給の両面でコロナ危機から回復傾向をたどってきたものの、高インフレと金融引き締めで景気の回復ペースが鈍化しております。各国での物価上昇を背景にした消費が堅調に進んだことに加え、中国でのロックダウン解除、半導体製造能力の増強による供給制約緩和が経済回復基調をもたらしている一方で、米国と欧州を中心とした金融引き締め強化が景気の下振れ要因にもなっており、引き続き、先行き不透明な状況が継続しています。日本経済においては、内需が堅調に推移し、緩やかな持ち直し傾向にあります。円安を背景とする物価高やペントアップ需要の一服から、個人消費は徐々に減速するものの、人手不足を背景とする賃金上昇や、水際対策の大幅緩和によるインバウンド消費の回復を追い風に底堅く推移すると見られております。

このような経済環境のもと当社においては、引き続き業績が堅調に推移しており、特に対面でのグループ・インタビューやデプスインタビューといったオフライン調査の受注は依然として増加傾向にあります。またインターネットリサーチ及びオンラインインタビュー調査の受注も好調で、クライアントを取り巻く景況感については、コロナ危機前の雰囲気にはほぼ戻りつつあります。また新規顧客獲得を目的として、マーケティング施策を中心に、クライアント拡充を積極的に行っており、以前より実施しているオンラインセミナーでは、申込みの増加傾向が見られ、参加者からの受注も増えてきております。オミクロン変異株を取り巻く社会情勢について、見通しの難しい状況が続いておりますが、環境変化に合わせた柔軟な対応を継続的に行っております。

この結果、当事業年度の売上高は3,892,498千円(前事業年度比16.0%増)、営業利益は323,708千円(前事業年度比45.3%増)、経常利益は318,955千円(前事業年度比41.6%増)、当期純利益は、178,883千円(前事業年度比8.9%減)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は52,443千円であります。主な内容としては、オンライン調査対応のためのシステム投資24,283千円によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2019年11月期)	第 19 期 (2020年11月期)	第 20 期 (2021年11月期)	第 21 期 (当事業年度) (2022年11月期)
売 上 高 (千円)	2,991,813	2,561,149	3,354,907	3,892,498
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	155,562	△90,041	225,325	318,955
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	112,119	△130,309	196,426	178,883
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	112.12	△130.31	196.43	178.88
総 資 産 (千円)	1,179,019	1,171,744	1,337,073	1,631,496
純 資 産 (千円)	528,587	398,277	594,703	777,041
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	528.59	398.28	594.70	777.04

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失については、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

親会社はありません。

②親会社等との間の取引に関する事項

i) 取引にあたって当社の利益を害さないように留意した事項

当社の親会社等は、当社代表取締役町田正一であります。当社は本社及び事業所の賃借料について当社代表取締役町田正一より債務保証を受けております。当該取引に際しては、当該取引の必要性を留意した上で合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。また、当該債務保証は、不動産賃貸借契約の特約により、上場日(2022年1月31日)に解消されております。

ii) 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、親会社等との取引については、上記i)に記載の取引内容であることを確認しており、親会社等に対して債務保証に伴う保証料の支払いは行っておらず当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

iii) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

- ③ 重要な子会社の状況
子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

① マーケティング・リサーチ事業基盤の強化

現在も成長しているマーケティング・リサーチ市場において、競合他社との競争環境は年々激化しております。当社は、営業戦略の強化や業務効率の改善に取り組んでおります。具体的には、業界別の営業組織再編による営業効率の向上、ビジネスプロセスの見直しを通じた実営業時間の増加、インセンティブ制度の見直しによる営業人材のモチベーション向上、自社による RPA シナリオ開発の強みを活かした業務効率化の推進、業務プロセスの一部内製化による外注費の削減等、あらゆる角度から事業基盤の強化に取り組んでまいりました。今後も、売上と利益の両側面からの効果的な業務改善を推し進めていきます。

② 集中的営業リソースの投下

当社は、国内外において 2022 年 11 月期実績で年間 1,061 社の企業に対する取引実績を有しておりますが、顧客企業の中でも今後発注が継続的に見込める売上上位に位置するクライアントを重点顧客と設定し、個社別に営業戦略を立てた上で、リソースを集中させマーケティング・リサーチ業務の受託を目指しており、業務獲得幅が拡大しております。大口顧客とのリピート率は 95.3%であり、特に取引金額上位の顧客企業とは長年の取引実績を有する等、極めて強固な関係を構築しておりますが、今後も引き続き大口顧客の社数を増やしていくことを進めてまいります。

③ 海外市場への進出

当社では、国内事業における継続的な事業の拡大を図っておりますが、当社がさらなる成長を遂げるためには、海外への事業拡大が必要不可欠であると考えております。当社では、この状況に対処するため、国内で培ったノウハウを活かし、東南アジア市場をはじめとした海外市場に進出してまいります。

④ リサーチノウハウを基軸にした周辺新規事業の展開

当社では、昨今の労働人口の縮小する日本の大きな課題解決に対して、具体的な答えとノウハウを提供し貢献するサービスの創出を標榜しており、その一環として、こういった課題を解決するために、労働集約的な会社が往々にして抱えている人事労務面に係る課題に向き合い、自社内でもその課題に悩み、実践してきた経験と、今まで培ってきたマーケティング・ノウハウを融合した ES 調査パッケージをはじめとした HR 関連のサービスを展開してまいります。並行して、当社では、本来労働集約的で非効率性の塊になっている業務を主に守備している背景から、その業務プロセスを熟知した上で、実践したノウハウと証明された効率化をパッケージングした RPA 導入・運用支援事業を併せて展開いたします。

⑤ 周辺新規事業に関する市場の開拓

当社を取り巻く、HR テック及び RPA に関する市場は、今後も大きな成長を見込まれております。当社の HR 関連サービス及び RPA 導入・運営支援事業の拡大に向けて、それぞれのサービスに関する積極的な情報提供、啓発活動を行うことで、各サービスに関する理解、普及を進め、顧客基盤及び収益機会の拡大に努めてまいります。

⑥ 人材の育成と採用

めまぐるしく変化する事業環境と多様化し続ける顧客ニーズに迅速に対応していくため、様々なビジネス能力を併せ持つ優秀な人材の確保と教育が必須と捉えています。営業力、サポート力、企画提案力、革新的なサービスを創出できる構想力の必要性がますます高まっており、さらに新規・海外分野におけるサービス展開を推し進めていく上で、高い専門性とスキル、経営視点で物事を判断・思考する力を備えた人材の育成及び採用が重要と考えています。事業規模、業容拡大、成長スピードに合わせて最大限の効果を上げるべく、綿密な人員計画の策定、人材教育に取り組んでまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社が、事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を維持していくためには、内部管理体制の強化も重要であると考えております。内部統制の実効性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、リスク管理の徹底を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022 年 11 月 30 日現在)

- ①マーケティング・リサーチ及び各種情報の収集、分析業務
- ②インターネットを利用した各種情報の収集及び提供サービス

(6) 主要な営業所及び工場 (2022 年 11 月 30 日現在)

本 社	東京都渋谷区
八 戸 事 業 所	青森県八戸市
大 阪 事 業 所	大阪府大阪市
福 岡 事 業 所	福岡県福岡市
横 浜 事 業 所	神奈川県横浜市

(7) 使用人の状況 (2022 年 11 月 30 日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
264(82) 名	14(一) 名	33.1 歳	4.6 年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額の状況 (2022 年 11 月 30 日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社日本政策金融公庫	17,350 千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	8,360 千円
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	8,330 千円

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

①株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2022年1月31日付で、当社株式は東京証券取引所TOKYO PRO Market に上場いたしました。

②当社は2022年7月5日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 株式の状況 (2022年11月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 4,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,000,000株

(3) 株主数 6名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
町 田 正 一	874,900株	87.49%
株 式 会 社 ビ デ オ リ サ ー チ	50,000株	5.00%
町 田 香 織	30,000株	3.00%
株 式 会 社 ド ッ ・ ハ ウ ス	25,000株	2.50%
木 原 康 博	20,000株	2.00%
株 式 会 社 M A M	100株	0.01%
計	1,000,000株	100.0%

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

			第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日			2015年11月25日	2016年8月31日
新株予約権の数			7,900株	3,700株
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 7,900株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 3,700株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個当たり 434円 (1株当たり 434円)	新株予約権1個当たり 510円 (1株当たり 510円)
権利行使期間			2017年12月1日から 2025年11月25日まで	2018年9月6日から 2026年8月31日まで
行使の条件			(注)	(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 7,000個 目的となる株式数 7,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
		社外 取締役	新株予約権の数 900個 目的となる株式数 900株 保有者数 1名	新株予約権の数 3,100個 目的となる株式数 3,100株 保有者数 1名
	取締役(監査等委員)		新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 600個 目的となる株式数 600株 保有者数 1名

(注) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。

			第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日			2017年11月27日	2019年2月26日
新株予約権の数			3,000株	8,000株
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 3,000株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 8,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個当たり 950円 (1株当たり 950円)	新株予約権1個当たり 956円 (1株当たり 956円)
権利行使期間			2019年12月1日から 2027年11月27日まで	2021年3月2日から 2029年2月26日まで
行使の条件			(注)	(注)
役員 の 保有状況	取締役 (監査等委員) を除く	取締役 (社外取締役) を除く	新株予約権の数 3,000個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 8,000個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 1名
		社外 取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	取締役(監査等委員)		新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。

			第 5 回新株予約権
発行決議日			2022 年 7 月 5 日
新株予約権の数			15,000株
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 15,000株 (新株予約権 1 個につき 1 株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権 1 個当たり 1,100円 (1 株当たり 1,100 円)
権利行使期間			2024年 7 月21日から 2032年 7 月 5 日まで
行使の条件			(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員 を除く)	取 締 役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 15,000個 目的となる株式数15,000株 保有者数 2 名
		社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	取締役 (監査等委員)		新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権等の状況

	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2022 年 7 月 5 日
新 株 予 約 権 の 数	39,200 個
交 付 さ れ た 者 の 人 数 当社使用人（当社の役員を兼ね て いる 者 を 除 く ）	121 名
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 39,200 株 (新株予約権 1 個につき 1 株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込み は要しない
新株予約権の行使に際して出資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権 1 個当たり 1,100 円 (1 株当たり 1,100 円)
権 利 行 使 期 間	2024 年 7 月 21 日から 2032 年 7 月 5 日まで
行 使 の 条 件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2022年11月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	町田 正 一	—
取締役	水 城 良 祐	営業部長
取締役	飯 田 恭 介	管理部長
取締役	木 原 康 博	株式会社MAM 代表取締役 株式会社グライダーアソシエイツ 監査役 アダプティブ株式会社 監査役 ジョーカーフィルムズ株式会社 監査役
取締役 (常勤監査等委員)	鈴 木 親	—
取締役 (監査等委員)	大 内 智	ベンチャー支援税理士法人 代表社員
取締役 (監査等委員)	塩 月 潤 道	株式会社アマガサ 監査役 株式会社サニクリーン 監査室長

- (注) 1. 取締役木原康博氏、取締役（常勤監査等委員）鈴木親氏、取締役（監査等委員）大内智氏及び塩月潤道氏は、会社法第2項第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、2022年7月5日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、社外取締役大内智、竹田正信、及び社外監査役鈴木親、西原勇夫、松川邦之の各氏は任期満了により退任し、このうち、大内智、鈴木親の両氏が監査等委員である社外取締役に就任しております。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、鈴木親氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役の全員との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社はすべての取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されますが、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合は、対象外となります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	94,809 (3,000)	78,309 (3,000)	— (—)	16,500 (—)	6 (3)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4,000 (4,000)	4,000 (4,000)	— (—)	— (—)	3 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	5,900 (5,900)	5,900 (5,900)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	104,709 (12,900)	88,209 (12,900)	— (—)	16,500 (—)	12 (9)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2022年7月5日に開催された臨時株主総会において年額100,000千円以内 (うち、社外取締役20,000千円以内) と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は4名 (うち、社外取締役は1名) です。また、上記非金銭報酬等として、2022年7月5日に開催された臨時株主総会において、取締役 (監査等委員を除く) に対して、ストック・オプション報酬額として年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は4名 (うち、社外取締役は1名) です。
2. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2022年7月5日に開催された臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は3名 (うち、社外取締役は3名) です。
3. 上表には、2022年7月5日に開催された臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名 (うち社外取締役1名) 及び監査役3名 (うち社外監査役3名) を含んでおります。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権であり、割当の際の条件等は、「②役員報酬等の決定に関する方針等 iii) 非金銭報酬等に関する決定方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「3. 新株予約権等の状況 (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況」に記載しております。

②役員報酬等の決定に関する方針等

当社は2022年7月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

i) 基本方針

取締役の報酬等は、当社の業績の向上及び企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼に、他社水準等を考慮のうえ、業績に見合った額を支給する。

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬は、各事業年度における業績の向上ならびに中長期的な企業価値の向上に向けて職責を負うことから、固定報酬と変動報酬（ストックオプション）で構成する。社外取締役及び監査等委員である取締役については、業務執行から独立した立場であるため、固定報酬のみを支給する。

ii) 業績指標に連動しない金銭報酬に関する決定方針

取締役の基本報酬は、固定報酬とし、役位、職責、在任年数その他会社の業績等を総合考慮して決定する。

iii) 非金銭報酬等に関する決定方針

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対しては、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、ストックオプション（新株予約権）を付与する。個別の取締役に付与するストックオプションの個数は、個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績も総合的に考慮して決定する。

iv) 報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針

固定報酬額と変動報酬（ストックオプション）の構成割合については、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬は、当社の業績の向上及び企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼としていることから、全役位ともに、目標を全て達成した場合は、総報酬額に占める変動報酬（ストックオプション）の割合が50%以上となることを基本とする。なお、妥当性を担保するため、役位ごとに、利益水準が当社と同程度の他社水準との比較検証を行うものとする。

v) 報酬等を与える時期又は条件に関する決定方針

固定報酬については、年額12等分し、毎月支払う。変動報酬（ストックオプション）については、その発行時の条件ならびに時期に則って支払う。

vi) 決定の全部又は一部を第三者に委任する場合の決定事項

各取締役の具体的な基本報酬の額については、取締役会決議に基づき代表取締役にその決定を委任する。代表取締役は、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申を得たうえで、上記について決定するものとする。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役木原康博氏は、株式会社MAMの代表取締役、株式会社グライダーアソシエイツの監査役、アダプティブ株式会社の監査役及びジョーカーフィルムズ株式会社の監査役であります。
当社と当該他の法人等との特別の関係はありません。
- 取締役大内智氏は、ベンチャー支援税理士法人の代表社員であります。
当社と当該他の法人等との特別の関係はありません。
- 取締役塩月潤道氏は、株式会社アマガサの監査役及び株式会社サニクリーンの監査室長であります。
当社と当該他の法人等との特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 、 発 言 状 況 及 び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	木 原 康 博	2022年7月5日就任以降、当事業年度に開催された取締役会8回のうち8回に出席いたしました。 事業会社の取締役としてのこれまでの経験や実績に基づく見地から、取締役会の議案・審議等に必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 (常勤監査等委員)	鈴 木 親	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会7回及び監査等委員会6回の全てに出席いたしました。 出席した取締役会、監査役会及び監査等委員会において、ご本人の経歴、見識に基づき経営的見地から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	大 内 智	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会6回の全てに出席いたしました。 税理士としてのこれまでの経験や実績に基づく見地から、取締役会の議案・審議等に必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	塩 月 潤 道	2022年7月5日以降、当事業年度に開催された取締役会8回のうち8回及び監査等委員会6回の全てに出席いたしました。 出席した取締役会及び監査等委員会において、ご本人の経歴、見識に基づき経営的見地から適宜発言を行っております。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,530千円
②非監査業務への対価	一千円
③当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,530千円

(注) 1. 当社監査等委員会は、有限責任監査法人トーマツの報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠などを検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し会社法第399条第1項に基づき同意しました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合及び当社監査等委員会が定めた解任又は不再任の決定の方針により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2016年3月30日開催の取締役会において、業務の適正性を確保するための体制等の整備について決議し、2017年3月16日、2018年2月15日及び2022年7月5日開催の取締役会において以下のとおり改定を決議いたしました。なお、当社は会社法第2条第6号に規定する大会社には該当しないため同法第362条第5項の適用は受けませんが、内部統制システム構築の重要性に鑑み、決議を行ったものであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i) 取締役会は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス体制の整備に努める。
- ii) コンプライアンス意識の浸透、向上を図るため使用人に対するコンプライアンス教育を定期的実施する。
- iii) 内部監査担当者により、コンプライアンス体制の有効性について監査を行うとともに、コンプライアンス体制の状況は代表取締役に報告する。
- iv) 各取締役は、取締役又は使用人の職務の執行が法令・定款に適合していない事実を発見した場合、取締役会に報告する。各監査等委員は、取締役の職務の執行について監査を行う。

②取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i) 取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び社内規程、方針に従い、文書（紙又は電磁的媒体）に記録して適切に保管及び管理する体制を整える。また、取締役はこれらの文書を閲覧することができるものとする。
- ii) 情報セキュリティについては、情報セキュリティ管理規程に基づき、その継続的な改善を図るものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i) 経営全般に関わるリスク管理を行うために、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」を定め、内部監査担当者により、それぞれ規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、全社員（取締役、使用人、契約社員等も含む。）に対する研修等を定期的実施する。
- ii) 取締役及び主要な使用人で構成される重要な会議体により、コンプライアンス、リスクマネジメント、情報セキュリティについて検討することにより、迅速な危機管理体制を構築できるよう努めるものとする。

④取締役及び使用人の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 原則毎月1回の定時取締役会、又は臨時取締役会を必要に応じ随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係わる重要な意思決定を機動的に行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行うものとする。
- ii) 職務執行に関する権限及び責任については、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務権限規程」等の社内規程で定め、随時見直しを行うものとする。

⑤監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- i) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員と協議のうえ、合理的な範囲で管理部スタッフがその任にあたるものとする。
- ii) 上記①の使用人が監査等委員より指示された業務の実施に関しては、取締役からの指示、命令を受けないものとし、監査等委員以外の者からの指示命令を受けないよう独立性を保ち、指示の実効性を確保する。
- iii) 上記①の使用人の任命、異動については、事前に監査等委員に報告し、その了承を得ることとする。

⑥取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- i) 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、又は法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合は、その事実を監査等委員に報告しなければならないこととする。
- ii) 代表取締役その他取締役及び監査等委員は、定期・不定期を問わず、当社におけるコンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査等委員間の意思疎通を図るものとする。
- iii) 監査等委員に報告をした者に対して、当該報告を理由としていかなる不利な取扱いも行つてはならないものとし、その周知徹底を図ることとする。

⑦その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i) 監査等委員は、取締役会のほか重要な会議体にも出席し、重要事項の報告を受けることができる。
- ii) 監査等委員は、各種議事録、決裁書（紙又は電磁的媒体）等により取締役等の意思決定及び業務執行の記録を自由に閲覧することができる。
- iii) 監査等委員は、内部監査担当者と連携及び協力するとともに、代表取締役との意見交換の場を定期的に設ける。
- iv) 監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務に合理的に必要でないと認められた場合を除き、速やかに関係部門より、当該費用又は債務を処理する。

⑧財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、金融商品取引法その他関連法令に従い、当社の財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価し、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保するものとする。

⑨反社会的勢力排除に向けた体制

- i) 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、すべての取締役及び使用人に周知徹底する。
- ii) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度において、取締役会を18回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の業績に関する分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

取締役及び使用人は業務執行に関する重要事項を遅滞なく監査等委員に報告するとともに、取締役は定期的又は必要に応じて監査等委員と意見交換を行い、監査等委員による監査の実効性を担保しております。

内部監査担当者は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守事項について、各部署を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査等委員会に報告しました。

当社のコンプライアンスに対する意識向上を図るため、研修教育を継続して実施いたしました。また、不正防止、自浄作用・牽制機能の向上を目的として、内部通報窓口を設置し、コンプライアンスに対する取り組みを強化しております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、現在成長過程にあり、一層の事業拡大と経営基盤の安定を目指しており、優秀な人材の獲得や教育環境の整備、システム開発等の投資といった事業基盤の整備をすることが優先課題と認識しており、創業以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の株主への配当政策としましては、業績や財務の状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の強化と今後の事業展開への備えに役立てていく方針であります。

9. 株式会社の支配に関する事項

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸 借 対 照 表
(2022年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,303,296	流 動 負 債	802,965
現金及び預金	737,077	買掛金	143,563
受取手形	1,638	1年内返済予定の長期借入金	34,040
売掛金	469,526	未払金	64,522
仕掛品	68,922	未払費用	126,898
前払費用	25,757	未払法人税等	93,282
その他	3,282	契約負債	16,120
貸倒引当金	△2,909	賞与引当金	87,981
固 定 資 産	328,199	ポイント引当金	185,758
有形固定資産	54,673	その他	50,797
建物	36,327	固 定 負 債	51,489
器具及び備品	9,350	退職給付引当金	51,489
建設仮勘定	7,596		
その他	1,399	負 債 合 計	854,454
無形固定資産	68,795	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	40,255	株主資本	773,587
その他	28,540	資本金	50,000
投資その他の資産	204,729	利益剰余金	723,587
長期前払費用	274	その他利益剰余金	723,587
繰延税金資産	115,463	繰越利益剰余金	723,587
敷金	88,791	新株予約権	3,454
その他	200	純資産合計	777,041
資 産 合 計	1,631,496	負 債 純 資 産 合 計	1,631,496

損 益 計 算 書

(2021年12月 1 日から
2022年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3, 892, 498
売上原価		2, 357, 928
売上総利益		1, 534, 569
販売費及び一般管理費		1, 210, 861
営業利益		323, 708
営業外収益		
受取利息	5	
為替差益	270	
広告料収入	1, 669	
補助金収入	1, 447	
その他	345	3, 738
営業外費用		
支払利息	287	
上場関連費用	8, 051	
その他	151	8, 491
経常利益		318, 955
特別利益		
投資有価証券売却益	6, 487	6, 487
特別損失		
固定資産除却損	7, 633	
退職給付費用	51, 489	59, 122
税引前当期純利益		266, 320
法人税、住民税及び事業税		122, 603
法人税等調整額		△35, 166
当期純利益		178, 883

株主資本等変動計算書

(2021年12月 1 日から
2022年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計		
		その他	利益剰余金 合計			
		繰越 利益剰余金				
当期首残高	50,000	544,703	544,703	594,703	—	594,703
当期変動額						
当期純利益		178,883	178,883	178,883		178,883
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					3,454	3,454
当期変動額合計	—	178,883	178,883	178,883	3,454	182,337
当期末残高	50,000	723,587	723,587	773,587	3,454	777,041

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ ポイント引当金

調査パネルへ付与した将来のポイントの交換による費用発生に備えるため、当事業年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

マーケティング・リサーチ事業

マーケティング・リサーチ事業においては、国内外において、マーケティング・リサーチに関するサービスを提供しており、クライアントにサービスを提供した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44－2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	115,463

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

i) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異のうち将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

ii) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しております。将来の課税所得の見積りは、当社の将来計画を基礎としており、将来計画には新型コロナウイルス感染症の収束時期を主要な仮定として織り込んでおります。

iii) 翌事業年度の計算書類に与える影響

今後、実際の市場状況及び新型コロナウイルス感染症の収束時期が当社の経営者による見積りより長期化した場合、繰延税金資産の取り崩しが発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 追加情報

従業員に対する退職金は、従来、規程がありませんでしたが、当事業年度において退職金規程を新たに制定したことに伴い、当事業年度から退職給付引当金を計上することといたしました。

当事業年度において退職給付費用51,489千円を全額特別損失に計上した結果、税引前当期純利益は同額減少しております。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	40,023 千円
----------------	-----------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,000,000 株
------	-------------

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	86,600 株
------	----------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	1,006 千円
資産除去債務費用	13,071
賞与引当金	30,432
ポイント引当金	64,253
退職給付引当金	17,810
減価償却超過額	13,280
フリーレント賃借料	485
未払事業税	10,473
未払事業所税	1,270
その他	12,747
繰延税金資産小計	164,832
評価性引当額	△49,369
繰延税金資産合計	115,463

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、必要資金については通常の営業活動で獲得した資金から充当することを基本方針としており、借入については資金需要が発生する都度、検討することとしております。また資金運用は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、運転資金又は設備投資等に係る資金調達であります。

営業債務及び借入金は、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、案件及び取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に行い、取引先相手ごとに財務状況の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成及び更新し、手許流動性を維持する等の方法により流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	88,791	88,806	15
資産計	88,791	88,806	15

(注)「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「1年内返済予定の長期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	737,077	—	—	—
受取手形	1,638	—	—	—
売掛金	469,526	—	—	—
敷金	—	—	—	88,791
合計	1,208,243	—	—	88,791

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度末（2022年11月30日）

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度末（2022年11月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	88,806	—	88,806
資産計	—	88,806	—	88,806

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	町田 正一	(被所有) 直接 87.49	当社 代表取締役	当社不動産賃貸借契約に対する債務被保証(注)	18,582	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社の本社及び事業所の賃借料について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている物件について当事業年度に払った当該債務保証が解消されるまでの賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。また、当該債務保証は、不動産賃貸契約の特約により、上場日(2022年1月31日)に解消されております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 777 円 4 銭
(2) 1株当たりの当期純利益 178 円 88 銭

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント
	マーケティング・リサーチ事業
オンライン調査	2,448,711
オフライン調査	1,123,270
その他	320,516
顧客との契約から生じる収益	3,892,498
外部顧客への売上高	3,892,498

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	422,111
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	471,165
契約負債（期首残高）	12,447
契約負債（期末残高）	16,120

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社は、当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

独立監査人の監査報告書

2023 年 1 月 24 日

株 式 会 社 ア ス マ ー ク
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
横 浜 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 細 野 和 寿
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 森 竹 美 江
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社アスマークの 2021 年 12 月 1 日から 2022 年 11 月 30 日までの第 21 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部

統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023 年 1 月 25 日

株式会社アスマーク	監査等委員会
常勤監査等委員	鈴木 親 印
監査等委員	大内 智 印
監査等委員	塩月潤道 印

(注) 監査等委員全員は、会社法第 2 条第 15 号及び第 331 条第 6 項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の数
0 1	まちだ まさかず 町田 正一 (1967年1月3日)	1989年4月 シンガポール株式会社入社 1994年1月 株式会社ウォータースタジオ入社 1995年11月 有限会社 KGS 入社 1997年4月 株式会社 ATS 入社 1999年9月 株式会社エイバックズームインターネット入社 1999年10月 株式会社川上商店入社 2001年12月 当社設立代表取締役（現任）	874,900 株
0 2	みずき りょうすけ 水城 良祐 (1981年12月3日)	2004年4月 株式会社エリアクエスト入社 2008年2月 当社入社 2014年6月 当社営業部ゼネラルマネージャー 2015年10月 当社取締役（現任） 2016年2月 当社営業部長（現任）	-株
0 3	いいだ きょうすけ 飯田 恭介 (1978年12月20日)	2002年5月 海老公認会計士事務所入所 2004年10月 株式会社エイジアン・パートナーズ入社 2007年2月 株式会社マクロミル入社 2012年4月 株式会社マクロミルエムブレイン 取締役 2014年10月 株式会社マクロミルグローバル推進室長 2016年1月 同社経営戦略室／CEO 室長 2018年10月 当社管理部長（現任） 2019年2月 当社取締役（現任）	-株
0 4	きはら やすひろ 木原 康博 (1962年7月25日)	1985年4月 日本電気株式会社入社 2007年10月 パシフィックマネジメント株式会社入社 2008年6月 株式会社マクロミル執行役員 株式会社エー・アイ・ピー（現楽天インサイト・グ ローバル株式会社）監査役	20,000 株

		2010 年 7 月	株式会社マクロミル上席執行役員 CFO 株式会社マクロミルアセットマネジメント代表取締役	
		2011 年 2 月	株式会社マクロミルエムブレイン取締役	
		2013 年 4 月	株式会社 MAM 代表取締役（現任）	
		2013 年 6 月	株式会社マークアイ取締役	
		2015 年 8 月	株式会社 MAM FILM 取締役	
		2015 年 10 月	当社取締役	
		2015 年 12 月	株式会社グライダーアソシエイツ監査役（現任）	
		2016 年 6 月	アダプティブ株式会社監査役（現任）	
		2018 年 6 月	株式会社ネクスゲート社外取締役	
		2018 年 12 月	ジョーカーフィルムズ株式会社監査役（現任）	
		2022 年 7 月	当社取締役（現任）	

- （注） 1. 候補者町田正一氏は、会社法第 2 条第 4 号の 2 に定める親会社等であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 木原康博氏は、社外取締役候補者であります。
4. 木原康博氏は、事業会社の取締役としての知見と経験を有しています。また、財務、人事、経営全般におけるこれまでの経験に基づき、同氏には、当社の経営及び成長戦略の実現に必要な有益な提言、助言をいただくことを期待しております。なお、当社は同氏について一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。
5. 木原康博氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は木原康博氏との間において、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。木原康博氏の再任が承認された場合、当社は木原康博氏との上記の責任限定契約を継続する予定であります。
6. 木原康博氏の当社社外取締役在任年数は、本株主総会終結の時において 7 カ月であります。
7. 当社はすべての取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されますが、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合は、対象外となります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

監査役の責任免除に関する経過措置を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。(下線部分が変更箇所)

なお、本議案にかかる定款変更は、本株主総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

現行定款	変更案
附則 <u>(新設)</u>	附則 <u>1 2022年7月開催の臨時株主総会終結</u> <u>前の行為に関する会社法第423条第1項所</u> <u>定の監査役(監査役であった者を含む。)の</u> <u>損害賠償責任を、法令の限度において、取締</u> <u>役会の決議によって免除することができる。</u>
<u>(新設)</u>	<u>2 2022年7月開催の臨時株主総会終結</u> <u>前の監査役(監査役であった者を含む。)の</u> <u>行為に関する会社法第423条第1項の損害</u> <u>賠償責任を限定する契約については、なお同</u> <u>株主総会の決議による変更前の定款第36条</u> <u>第2項の定めるところによる。</u>
<u>1～2</u> (条文省略)	<u>3～4</u> (現行どおり)
<u>3 本附則は、施行日から6か月を経過し</u> <u>た日又は前項の株主総会の日から3か月を</u> <u>経過した日のいずれか遅い日後にこれを削</u> <u>除する。</u>	<u>5 本附則第3項、第4項及び第5項は、</u> <u>施行日から6か月を経過した日又は前項の</u> <u>株主総会の日から3か月を経過した日のい</u> <u>ずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

以上

メ モ

Handwriting practice lines for the character 'メ' (Me).

10 sets of horizontal dashed lines for tracing and writing practice.

株主総会 会場ご案内図

会場：東京都渋谷区東一丁目 32 番 12 号 渋谷プロパティタワー 4F 本社会議室
電話：03-5468-5101（代表）



最寄駅 JR 線渋谷駅 新南口より 徒歩 7 分
東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線 渋谷駅 C2 出口より 徒歩 10 分

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。